

新 旧 対 照 表

新	旧
<p data-bbox="338 368 956 399">高知県幼保団体等研修推進事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="181 464 463 494">第1条～第13条 略</p> <p data-bbox="199 560 277 590">(附則)</p> <ol data-bbox="188 611 1113 879" style="list-style-type: none"><li>この要綱は、令和<u>3</u>年4月1日から施行する。</li><li>この要綱は、令和6年5月31日限りで効力を失う。ただし、第6条第3号、第10条、第11条及び第12条の規定については、同日以降もなお、その効力を有するものとする。</li><li>第4条の規定による申請は、この要綱の施行日の前においても行うことができる。</li></ol>	<p data-bbox="1227 368 1986 399"><u>令和2年度</u>高知県幼保団体等研修推進事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="1137 464 1420 494">第1条～第13条 略</p> <p data-bbox="1155 560 1234 590">(附則)</p> <ol data-bbox="1144 611 2069 879" style="list-style-type: none"><li>この要綱は、令和<u>2</u>年4月1日から施行する。</li><li>この要綱は、令和<u>3</u>年5月31日限りで効力を失う。ただし、第6条第3号、第10条、第11条及び第12条の規定については、同日以降もなお、その効力を有するものとする。</li><li>第4条の規定による申請は、この要綱の施行日の前においても行うことができる。</li></ol>